

令和5年度 東京都私立高等学校等 奨学給付金

Q&A ～よくお問合せをいただくご質問（お問合せの前にご覧ください）～

1. 申請について

- Q1. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。**
- A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。
- Q2. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。**
- A. 必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。「奨学給付金」は、年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。
- Q3. 申請登録で入力する「就学支援金申請システム（e-Shien）のログインID」と「就学支援金受付番号」は何を見ればわかりますか。**
- A. 「就学支援金申請システム（e-Shien）のログインID」は、学校から配布される「ログインID通知書」をご確認ください。「就学支援金受付番号」は、次の手順でご確認ください。
＜e-Shienにログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載されている受付番号を確認＞
なお、都内の学校に通われていて、5月末までに就学支援金を申請している方のみ入力が必要となります。
- Q4. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。**
- A. 申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です。
- Q5. 6月に退学しましたが申請できますか。**
- A. 退学した学校では申請できません。令和5年7月1日現在で在学している必要があります。
- Q6. 令和5年7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。**
- A. 申請日現在で在学していれば申請できます。
- Q7. 令和5年7月2日以降に都外に転居の予定がありますが、申請できますか。**
- A. 令和5年7月1日時点で都内に居住していれば、当財団に申請してください。なお、申請書類の不備対応等で、郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
- Q8. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。**
- A. 東日本大震災又は大規模災害により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。

2. 申請者について

- Q9. 高校3年生の生徒が成人（18歳）しましたが、保護者ではなく、生徒本人が申請者となりますか。**
- A. 生徒が成人（18歳）に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成人に達する日以前の日において保護者であった者（両親等）の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者（両親等）が申請してください。
- Q10. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。**
- A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。
- Q11. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。**
- A. 所得の確認ができないため、申請できません。
- Q12. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。**
- A. 生徒に対して見学旅費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。措置されていない場合は申請できます。

3. 住民税額等が減額になった場合について

- Q13. 6～7月の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。**
- A. 特別申請期間中に申請できます。令和6年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受け付ける予定です。日程などの詳細については、11月中旬以降に下記の「問合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。なお、特別申請期間終了後に、申請を受け付けることはできません。
- Q14. 今年になって収入が減り、家計が急変しましたが、今年度の住民税額には反映されません。何か特別な助成制度はありますか。**
- A. 令和5年の1月1日以降に家計が急変し、年収見込額が住民税非課税相当になった世帯を対象とした「奨学給付金制度」があります。要件、申請時期等の詳細は、別途、8月頃財団のホームページでご案内します。

4. 振込先口座について

Q15. 振込先口座は配偶者や生徒名義の口座でも振り込まれますか。

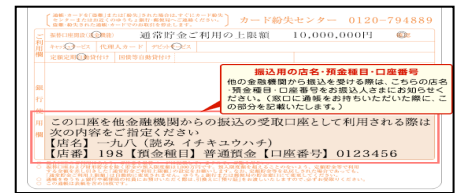
A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座をご指定ください。

Q16. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例

【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎(03)5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00)

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>